

玉情審諮第11-5号
平成26年10月16日

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会
会長 野崎 和義

公文書の不開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成25年8月29日付け玉市土第454-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問11号」という。）及び同年9月19日付け玉市土第580-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問20号」という。）にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が平成25年8月1日付け玉市土第378-2号及び同月9日付け玉市土第398-1号で行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）は、いずれも妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

ア 不開示決定の内容に不備な部分がある（諮問11号関係）。

イ 不開示決定を取り消し、対象文書を開示するよう求める（諮問20号関係）。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 事実に基づく決定が行われていない。

イ 存在しなくなったとした文書は、不適正な事務取扱いが行われたため存在しなくなったものであり、対象文書を不開示とすべき理由はない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件異議申立てに係る公文書開示請求（以下「本件請求」という。）の対象となる公文書（以下「本件対象文書」という。）は、平成25年3月1日に異議申

立人からの申出により当該公文書の受付印欄の收受番号を修正し、同年6月7日に同人にその修正後の文書の写しを交付している。

したがって、異議申立人は対象の公文書が修正済みであることを認識した上で修正前の收受番号の文書の開示を請求したものであるところ、請求内容と対象の公文書が合致しないものは交付すべきではないと判断し、不存在による不開示とした(諮問11号関係)。

- (2) 本件請求は、所管課欄の課名と受付印欄の收受番号との組み合わせによる複数の条件を指定した請求であるが、上記(1)と同様の理由により所管課欄の課名及び受付印欄の收受番号のいずれか又は両方が実施機関が保有する文書と一致していないため、請求内容の条件と合致していない公文書を交付すべきではないと判断し、不存在による不開示とした(諮問20号関係)。

4 審査会の判断

(1) 審査の併合について

諮問11号及び諮問20号については、異議申立人、所管課及び本件対象文書がいずれも同一であることから、行政不服審査法48条において準用される同法36条の規定に基づき、併合して審査することとした。

(2) 審査会の審査の対象について

当審査会は、実施機関が保有する文書に対する開示請求に対して実施機関が行った部分開示決定、不開示決定等につき、調査審議し、当該決定の当・不当の判断をする機関であり(玉名市情報公開条例18条1項)、不開示部分につき不開示とすることに理由があるか否かにつき判断しなければならない。

そこで、異議申立人の主張をみると、そのうち、2(2)イの主張は、実施機関における事務取扱いの不適正さを指摘するものであり、その趣旨は、実施機関の事務取扱いの適否等についての判断を求め、不適正な事務取扱いの是正を求める点にある。

しかし、本件において、実施機関における事務取扱いの不適正さは、不開示決定につき不開示としたことを不当とすることの理由となるものではなく、また、実施機関の不適正な事務取扱いの是正は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断の対象となるものではない。

したがって、異議申立人の2(2)イの実施機関の事務取扱いの適否等に係る主張部分については、当審査会の判断を控えるものとする。

- (3) 異議申立人の主張のうち、2(2)アの主張についても、単に事実に基づく決定が行われていないとするのみで、公文書開示決定通知書の記載内容に対する異議を述べるものであると窺われるところ、それは、不開示としたことを不当とする理由となるものではなく、むしろ、実施機関の事務取扱いの適否等の問

題に含まれるものであるから、上記（２）と同様に、当審査会の判断を控えるものとする。

(4) その他に、異議申立人の主張には、異議申立人の公文書開示請求に対し実施機関が不開示としたことを不当とする理由の主張はない。

(5) なお、本件対象文書は、その收受番号が「第２６号」から「第２４－３号」に修正されているが、その事務取扱いの適否の問題は別として、修正前の文書と修正後の文書との間に文書としての同一性は失われていない。

また、その修正は異議申立人の申出によりなされたものであり、異議申立人も修正されたことを認識した上で、修正後の文書の写しの交付も既に受けている。

それゆえ、異議申立人は、修正後の文書の写しの交付を受けたことにより実施機関が保有する文書についての開示請求の目的を既に達していると認められる。

(6) 以上より、本件各異議申立てには理由がなく、実施機関が、開示請求に係る文書につき、保有する修正後の文書と合致しないとして文書が不存在であることを理由に不開示とした本件各不開示決定は、いずれも妥当である。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美